

公立大学法人会津大学における法人規程に関する規程

平成18年4月1日規程第57号
改正 平成20年4月1日規程第27号
改正 平成21年4月1日規程第4号

(趣旨)

第1条 公立大学法人会津大学(以下「法人」という。)における法人規程の種類及び制定
手続等に関しては、別に定めのあるものを除くほか、この規程の定めるところによる。

(種類)

第2条 法人規程の種類は、次の各号に掲げるとおりとし、各々の意義は当該各号に定め
るところによる。

- (1) 規程 法人の管理運営及び会津大学の教育研究に関する基本事項について、法令、
定款等に基づき、理事長が役員会又は経営審議会、教育研究審議会の議を経て制定す
るもの及び理事長選考会議議長が理事長選考会議に諮って定めるもの
- (2) 規則又は細則 規程を実施するため、理事長又は各組織の長が制定するもの
- (3) 要綱、要項又は要領 理事長又は各組織の長が、その権限に属する事項の実施につ
いて定めるもの
- (4) 内規 組織内の事項について、当該組織の長が定めるもの
- (5) 申合せ 役員会等で一定事項を申し合わせるもの

(制定手続)

第3条 規程、規則及び細則(以下「規程等」という。)を制定又は改廃する場合には、当
該事務を担当する課長等は、理事長等の決裁後、浄書した電磁的記録を作成し、原議書
とともにこれを事務局総務予算課長に回付しなければならない。

- 2 規程等は、和文及び英文により作成し、和文を正文とする。
- 3 英文において翻訳の過誤または適当でない表現を修正するにあたり、和文の修正を要
しないときは、規程等の改正の手続は省略する。

(規程番号)

第4条 規程等には、事務局総務予算課において、規程番号を付与する。

(公布)

第5条 規程等を制定又は改廃した場合には、法人のホームページに掲載してこれを公布
するものとする。

(施行期日)

第6条 規程等は、当該規程等をもって、特に施行期日を定めることができる。
2 前項の規程は、第2条第3号及び第4号に掲げる法人規程を定める場合に準用する。

附 則

(施行期日)

- 1 この規程は、平成18年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 平成18年4月1日前に、平成18年4月1日から施行する内容に関し審議、議決等された法人規程に関する手続等については、この規程の施行日以後も引き続きその効力を有するものとする。

附 則

この規程は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成21年4月1日から施行する。